



国際通貨基金

# 付随規約 規則と細則

2019年11月

第65版





---

国際通貨基金

# 付随規約

---

# 規則と細則

第65版

2019年11月

© 2019 International Monetary Fund

© 2019 国際通貨基金

Cataloging-in-Publication Data  
IMF Library

Names: International Monetary Fund, publisher.

Title: By-laws rules and regulations / International Monetary Fund.

Description: Washington, DC : International Monetary Fund, 2019. |  
Sixty-fifth issue. | November 2019.

Identifiers:

ISBN 978-1-51353-682-8 (日本語印刷版)

ISBN 978-1-51353-687-3(日本語ウェブPDF版)

Subjects: LCSH: International Monetary Fund – By-laws. | International  
Monetary Fund – Rules and practice.

Classification: LCC HG3881.5.I58 I554 2019

## 目次

### I. 国際通貨基金の付随規約

	ページ
1. 活動拠点 .....	1
2. 一般会計と特別引出権会計.....	1
3 総務会の会合 .....	2
4 総務会会合の通知.....	2
5 会議出席 .....	3
6 総務会会合の議題.....	3
7 議長と副議長の選出.....	4
8 書記 .....	5
9 議事録 .....	5
10 理事会の報告 .....	5
11 投票 .....	5
12 代理投票 .....	6
13 会合なしの投票 .....	6
14 業務条件 .....	7
15 権限の委譲.....	11
16 規則と細則 .....	11
17 理事の空席 .....	12
18 廃止済 .....	12
19 国際通貨基金の諸機関における加盟国の代表.....	12
20 予算と監査 .....	13
21 加盟申請 .....	17
22 強制的脱退.....	17
23 脱退した国との意見相違の解決.....	18
24 付随規約の改正.....	18

## 目次

### II. 国際通貨基金の規則と細則

	ページ
A. 規則と細則の適用範囲 .....	19
B. 用語と定義 .....	19
C. 理事会の会議 .....	21
投票 .....	23
言語 .....	24
議事録 .....	24
D. 加盟申請とクォータの変更 .....	25
加盟申請 .....	25
出資割当額(クォータ) .....	25
E. 証券による通貨の代用 .....	26
F. 金 .....	27
G. 操作と取引 .....	27
H. 為替管理、通貨の慣行、協定、情報 .....	30
I. 一般資金勘定の取引と報酬に係る手数料 .....	31
J. 会計と報告 .....	38
勘定 .....	38
年間の管理予算 .....	40
年次報告書 .....	40
監査 .....	41
会計年度 .....	41
K. 投票権の制限、不適格性、停止 .....	41
L. 資本移動 .....	43
M. 非加盟国との関係 .....	44
N. 職員に係る規定 .....	46

## 目次

	ページ
O. SDRの価値、SDRを単位とした通貨の価値、自由利用可能通貨、通貨交換の手順、運営予算 .....	51
SDRの価値.....	51
SDRを単位とした通貨の価値.....	51
自由利用可能通貨 .....	52
通貨交換の手順 .....	53
運営予算.....	55
P. SDRに関連する操作と取引の手順 .....	55
指定ありの取引 .....	55
通貨を提供する参加国の指定 .....	56
参加国間の協定による取引.....	57
指定された操作.....	57
記録.....	57
Q. その他の保有者.....	58
R. 廃止済.....	58
S. SDRの利用停止.....	58
T. SDRに関する金利、手数料、評価 .....	60

## 証明

本文書が2019年11月26日までに改正された国際通貨基金の「付随規約」および「規則と細則」の完全かつ真正な版であることを私はここに保証する。



林建海  
国際通貨基金秘書局長

ワシントンDC  
2019年11月26日

## 1. 国際通貨基金の付随規約

下の付随規約は、国際通貨基金協定に基づき採択され、また、同協定を補うものとして企図されており、こうした点を踏まえて解釈されるべきである。本付随規約のいずれかが、国際通貨基金協定の規定または条件と矛盾する場合には、国際通貨基金協定が優先して適用される。

### 第1条 活動拠点

国際通貨基金の本拠地はアメリカ合衆国ワシントンDCの都市圏内に立地するものとする。

理事会は、他加盟国の領域内のどの場所においても、国際通貨基金の活動を効果的かつ円滑なものにするために必要な時には、付属機関や事務所を設置し、維持することができる。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日

### 第2条 一般会計と特別引出権会計

特別引出権会計のみに関係する案件については、付随規約において第4条、第5条、第13条(b)以外で国際通貨基金加盟国、総務、理事についてなされた言及は、参加国である加盟国、参加国である加盟国によって任命された総務、参加国である加盟国のうち少なくとも1か国によって選出または指定された理事について言及していると理解されることとする。

採択日: 1969年10月2日

改正日: 1978年6月13日、2013年3月26日(2016年1月26日に発効)

付随規約

第3条 総務会の会合

(a) 総務会は定期的に会合を持つが、総務会が別段の決定をなさない限り、会合の頻度は年1回とする。総務会は定期的な会合の日時と場所を決定するものとするが、理事会は特別な状況において、日時と場所を変更することが必要だと見なされる場合には、そのような措置をとる。本付随規約において、総務会の「定期会合」はこの第3条(a)に従う会合を意味する。

(b) 総務会の特別会合は、総務会もしくは理事会が招集できるものとし、国際通貨基金加盟国のうち15か国が要請した場合に、もしくは、総議決権の25%を構成する加盟国が要請した場合に、招集されるものとする。国際通貨基金加盟国が総務会の特別会合を要請する場合には、いずれの加盟国もその理由を示さなければならない。専務理事は全加盟国に対して、特別会合が要請されたことと、その要請理由を通知する。

(c) 加盟国の領域内における総務会の会合は、免責や特権など会合運営に十分な支援に関する保証を国際通貨基金が文書で受け取った場合のみ、手配が行われる。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1946年10月2日、1978年6月13日

第4条 総務会会合の通知

専務理事は毎回の総務会について日時および実施場所を全加盟国に迅速な伝達手段を用いて遅くとも会議予定日の42日前までに通知されるようにする。ただし、緊急の場合には迅速な方法で少なくとも会議予定日の遅くとも10日前までに通知が送られていれば十分なこととする。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1946年10月2日、1978年6月13日

## 第5条 会議出席

### 第5条 会議出席

(a) 理事または理事代理は、総務会のすべての会合に出席し、こうした会合に参加できることとする。しかし、理事または理事代理は、総務または総務代理、総務暫定代理として投票する権限が付与されていない限り、このような会合のいずれにおいても投票できないこととする。

(b) 総務会の議長は、理事会との協議の上、総務会のいずれの会議に対しても、オブザーバーを招いて出席させられることとする。

(c) 理事会は国際復興開発銀行に対し総務会の会合および理事会の会議に代表を送るよう依頼する権限を持つ。この代表は、こうした会合と会議に参加できるものの、投票はできないこととする。

(d) 理事会は国際復興開発銀行の総務会または理事会の会議に参加する国際通貨基金の代表を送る、国際復興開発銀行からの依頼を受諾する権限を持つ。

(e) 世界貿易機関は事務局の一員をオブザーバーとして総務会の会議に送ることができる。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日。(a)項と(b)項は1946年10月2日に改正。(c)項と(d)項は第2条として1946年3月16日に採択。(e)項は1997年1月8日に採択。

## 第6条 総務会会合の議題

(a) 理事会の指示のもと、専務理事は総務会の会合に際して、毎回の議題を準備し、国際通貨基金加盟国に対して、会議通知とともに議題が伝達されるようにする。

付随規約

(b) 総務会の会合のいずれについても、どの総務も議題に項目を加えることができるが、総務は遅くとも会議予定日の7日前までにこの点を専務理事まで通知する。特殊な状況においては、専務理事が理事会の指示のもとに、いかなる時であっても、総務会のいずれの会合の議題にも項目を追加できる。専務理事は、総務会のいずれの会議についても、その議題に追加される項目をすべて、できる限り迅速に各加盟国に対して通知されるようにすることとする。

(c) いずれの総務も、1人または複数で、総務会に対し、いかなる時であっても、総務会のいずれの会合についても、本条が求める通知が出されていない場合であっても、議題に項目を追加するように要請できることとする。総務会は、本条が求める通知が出されていない場合にも、総務会のいずれの会議についても、いかなる時であっても、その議題に項目を追加できる。

(d) 総務会によって別段の指示が具体的になされている場合を除き、総務会の議長は専務理事と共同で総務会の会議の実施について、その手配を担うこととする。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1946年10月2日、1978年6月13日

## 第7条 議長と副議長の選出

いずれの定期会議においても、総務会は総務の1人が議長を務めるように選出し、少なくとも総務の2人が副議長を務めるように選出することとし、その任期は次の定期会議の終わりまでとする。

議長が不在の場合には、議長が任命する副議長が代理として議長を務めることとする。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日

## 第8条 書記

### 第8条 書記

国際通貨基金の秘書局長が総務会の書記を務めることとする。

採択日:1946年3月16日

## 第9条 議事録

総務会は議事の要点を記録するが、この記録は全加盟国が利用できるようにすることとし、また、方針として役立てるために理事会に提出されることとする。

採択日:1946年3月16日

改正日:1978年6月13日

## 第10条 理事会の報告

理事会は総務会に対して年次の報告を準備し、この報告においては国際通貨基金の方針や活動が議論され、総務会に対し国際通貨基金が直面する課題に関して提案がなされることとする。理事会は年次報告の一環で、世界の外貨準備高の妥当性など国際通貨制度の状況や、一般会計と特別引出権会計の状況について、また、加盟国が拠出した資金の管理など国際通貨基金の財務状況について確認を行うこととする。

採択日:1946年3月16日

改正日:1969年10月2日、1978年6月13日

## 第11条 投票

国際通貨基金協定に別段の定めが具体的になされている場合を除き、総務会の決定は投じられた票の過半数によってなされる。いずれの会議においても、議長は正式な投票を行う代わりに、会議の場の状況を見定めることができるが、いずれかの総務から要請があった場合には、正式な投票を求めることと

付随規約

する。正式な投票が求められる時には、票を投じる加盟国に対して、議案が文書で配布されることとする。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日

第12条 代理投票

総務または総務代理は代理投票を行うことはできず、また、自らの投票する以外の手法によって票を投じることもできない。しかし、加盟国は、通常任命されている代理が出席できない総務会の会議に対して一時的な代理を任命し、当該の総務の代わりに票を投じさせる手配を行うことができる。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日

第13条 会合なしの投票

(a) 国際通貨基金による行動が総務会によって取られるべきで、これが総務会の次の会議まで延期されるべきではなく、総務会の特別会議の招集は正当化されないと理事会が判断する時には、理事会が総務会に対して会議なしで投票を行うように要請することとする。

(b) 理事会は、提案された行動を具体化した議案を迅速な伝達手段によって各加盟国に提示することとする。

(c) 投票が行われる期間は、理事会が規定できることとする。

(d) 理事会は、議案が送られた後に、理事会が規定する期間、総務が議案に投票することがないように定めることができる。

## 第14条 業務条件

(e) 定められた投票期間が経過する時点で、理事会は結果を記録し、専務理事が全加盟国に通知することとする。もし受け取った回答が総務会の定足数に必要な総議決権の3分の2を有する総務の多数を含まないのであれば、議案は却下されたものとみなされる。

採択日:1946年3月16日

改正日:1969年10月2日、1978年6月13日

## 第14条 業務条件

(a) 総務と総務代理は、総務会の会合に出席するために負担した合理的な経費について、旅費を除いて、支払いを受けることとする。

(b) 国際通貨基金の予算から支払われた給与や手当が国税を免除されるために必要な行動を加盟国が取るまでの間、総務または理事、これらの代理、専務理事、国際通貨基金のスタッフおよび他の職員は、雇用契約に別段の記載がない限り、国際通貨基金より税金手当の支給を受ける。この税金手当はこうした人々が給与や手当に対して支払った税金に合理的に関係していると理事会が判断するものである。

税調整の金額の計算においては、どの個人に対しても、計算の目的に関しては、国際通貨基金からの所得がその個人の全所得だと仮定されることとする。本条に基づき規定される給与スケールや経費手当は、上記に基づいた正味の金額とする。

(c) 専務理事の給与は総務会によって決定され、専務理事の契約に記載されることとする。また、国際通貨基金は、国際通貨基金の利益のために専務理事が負担した合理的な経費を支払う。これには、国際通貨基金の所在地に任期中または任期直前に移る際、および、国際通貨基金の所在地から任期中または合理的な範囲で任期後に移る際の専務理事自身の旅費や輸送費、家族の経費、所持品にかかる経費を含む。専務理事の契

付随規約

約は、任期を5年とし、理事会の決定により同期間、または、これより短い期間、更新することができる。

(d) 国際通貨基金の活動に対して、国際通貨基金の利害が必要とするすべての時間と注意を注ぐことを理事と理事代理の務めとする。理事と理事代理の間で、国際通貨基金の本拠地で継続的に対応ができるようにする。しかし、理事と理事代理が健康上の理由で不在の場合、または、国際通貨基金の活動のため、もしくは、類似の理由で不在の場合、理事は理事任期中の各年について15業務日を超えない合計期間、暫定代理を任命し、代理として活動させることができる。特別な場合には、理事は暫定代理を任命して、さらに15業務日を超えない合計期間、任にあたらせることができる。特別な場合には、理事は暫定代理を任命して、さらに15業務日を超えない合計期間、暫定代理の任にあたらせることができる。暫定代理はこの職務における業務に対し、給与または経費手当を何ら受け取らない。

(e) (i) 理事と理事代理は、総務会が時折決定する年額の報酬を給与および補完的な手当の形態で受け取る権限を有することとする。決定された報酬は総務会が変更するまで継続することとする。

(ii) 国際通貨基金と世界銀行双方の総務会議長兩名によって任命される報酬に係る合同常設委員会は、国際通貨基金または世界銀行の議長のどちらか1名と元総務または元総務代理のうち2名から構成され、人選は国際通貨基金専務理事と世界銀行総裁との協議のもとで総務会議長兩名によって行われ、総務会の定例会議後に構成される。本合同常設委員会は、国際通貨基金と世界銀行の理事と理事代理の報酬と他の手当に影響を与える点をすべて考慮し、こうした点に関して総務会がとることが望ましいと本合同委員会がみなす行動を時に応じて

## 第14条 業務条件

助言するが、少なくとも理事の定期選挙が予定されている年には毎年、7月1日までにこれが行われることとする。本合同委員会の報告書が総務会に提出され、本報告書に掲載された助言に対して、本付随規約の13条に従い、会議なしで投票が行われる。理事と理事代理の報酬に関して提案を行う際には、本委員会は国際通貨基金協定に基づいて、専務理事の機能との関係で、理事および理事代理が果たす機能について留意する。

(f) 理事と理事代理は、さらに、国際通貨基金の正式な業務のために発生した移動について、合理的な経費の支払いを受け、政府や中央銀行の高官、または、理事と理事代理を選出または任命した加盟国の学界、公的部門もしくは民間部門の関係者、および、報道機関の関連性ある人々を国際通貨基金の正式業務に関連して歓待するために発生した合理的な経費の支払いを受ける。また、理事と理事代理は、国際通貨基金の所在地に任期中または任期直前に移る際および、国際通貨基金の所在地から任期中または合理的な範囲で任期後に移る際の自身や家族、所持品の旅費や輸送費の支払いを受ける。

くわえて、理事と理事代理は、いずれかの立場で継続して常勤で勤務する3年目、および、それ以後は同様の勤務を行う隔年に1度、本人または配偶者が国籍を持つ国への家族の往復旅費1回分について、その費用の支給を受ける権利を有する。この配偶者が理事または理事代理が国籍を持つ国以外の国籍を持つ場合には、配偶者の国への往復旅費の支払金額は、理事または理事代理が国籍を持つ国への往復旅費額を超えないこととする。隔年の一時帰国休暇については、キャビンかエコノミークラスでの移動に基づいて支払いが行われるものとする。

(g) 明示されない場合には、理事また理事代理は常勤となると仮定される。常勤での勤務を行わない場合には、その旨が

付随規約

提示されることとする。理事また理事代理が、本人の時間の一部のみを国際通貨基金に割くと意図する場合には、本人の報酬は、国際通貨基金の利益のために費やしたと本人が表明する割合に応じて計算される。この表明は適切な頻度で行われる。

(h) ある個人が国際通貨基金と世界銀行の双方で勤務する場合、双方から受け取る給与の総額は、上記(e)に従い定められる片方からの年間の給与総額を超えないものとする。

国際通貨基金と世界銀行の職務の両方について、給与もしくは経費のいずれか、またはその両方が生じた場合は常に、対象となる個人は、どちらの給与または経費を選ぶかについて権利を持つが、両方から受ける権利は持たないこととする。

(i) 自らに生じた経費のいずれについても、支払申請を行う個人は、こうした経費に対して他から支払いを受けておらず、受ける予定もない旨の表明を、支払申請に含めることとする。

(j) 理事または理事代理の職務の実行に付随する事務局とスタッフの業務、事務スペース、その他のサービスは国際通貨基金によって提供される。

採択日: 1946年3月16日

(a) 項は1946年3月18日、1966年6月6日、1977年5月17日、1978年6月13日、2008年9月23日に改正。

(b) 項は1978年6月13日、1979年12月31日に改正。

(c) 項は1951年7月27日に改正。1960年12月14日に改正、1960年12月1日に発効。1969年2月13日に改正、1968年11月1日に発効。1973年8月31日に改正、1973年9月1日に発効。1978年6月13日、2019年9月4日に改正。(d) 項は1947年9月17日、1971年12月20日、1972年6月26日、1978年6月13日、1993年9月20日に改正。2013年3月26日に改正、2016年1月26日に発効。(e) 項は1951年1月5日に改正、1951

## 第15条 権限の委譲

年1月1日に発効。1957年12月2日に改正、1957年11月1日に発効。1959年12月28日に改正、1959年11月1日に発効。1962年11月7日に改正、1962年9月1日に発効。1966年8月8日に改正、1965年11月1日に発効。1969年2月13日に改正、1968年11月1日に発効。1969年7月30日に改正、1969年8月1日に発効。1972年7月13日に改正、1972年11月1日に発効。1974年7月8日、1978年6月13日に改正。(f)項は1947年9月17日、1948年9月30日、1961年8月18日、1964年9月10日、1969年2月13日、1978年6月13日、1980年9月5日、1999年5月10日、2010年12月15日に改正、2016年1月26日に発効。(g)項は1978年6月13日に改正。(h)項は1978年6月13日に改正。(j)項は1978年6月13日に改正。

## 第15条 権限の委譲

理事会は総務会から総務が持つ力のすべてを行使する権限を与えられるが、国際通貨基金協定によって直接的に総務会に付与されたものは対象外とする。

採択日：1946年3月16日

改正日：1969年10月2日、1978年6月13日

## 第16条 規則と細則

理事会は総務会から国際通貨基金の活動を行うために必要または適切だろう規則や細則を採択する権限を与えられるが、これには財務規定を含む。こうして採択されたいずれの規則や規定も、さらには、これらの改正も、次回の定例会合で総務会によって確認されることとする。

採択日：1946年3月16日

改正日：1978年6月13日

## 付随規約

### 第17条 理事の空席

理事が空席となった場合には常に、前理事を選出した加盟国諸国に対して専務理事が空席の存在を通知する。専務理事は、これら加盟国との会議を新しい理事選出に目的を限って招集できる。または、迅速な伝達手段を用いて、推薦を要請し、投票を行うこともできる。1人の候補者が過半数の票を取得するまで、投票が繰り返される。各回の投票で得票数が最も少なかった候補者は次回の投票の対象とならない。

もし加盟国の投票権が停止されている場合、この加盟国は新しい理事の選出には参加しないこととする。

新しい理事が指名されると、理事代理の職務が空席となったと見なされ、新しい理事によって理事代理の指名が行われる。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1978年6月13日、1993年4月12日、2013年3月26日  
(2016年1月26日に発効)

### 第18条 廃止済

総務会は2013年3月26日に第18条(a)項から(c)項までを廃止することを決め、これは2016年1月26日に発効した。

### 第19条 国際通貨基金の諸機関における加盟国の代表

#### 1. 加盟国の代表

(a) 各加盟国は、本条に定められている規制に従い、考慮の対象となっている国が要請した時、または考慮されている国に対する案件の影響が特に大きい時には、理事会のいずれの会議に対しても代表を送ることができる。加盟国は本規定のもとで、その権利を放棄できることとする。理事会は考慮されている案件がある加盟国に特に大きな影響を与えるかを決定するが、これが最終決定となる。

## 第20条 予算と監査

(b) ある加盟国が行った要請が考慮される予定の理事会会議で当該加盟国が意見表明を希望する場合には常に、国際通貨基金に当該の要請が行われる際に、意見表明を希望する旨の通知がなされることとし、この目的のために、国際通貨基金の本拠地で対応可能な代表が当該加盟国によって指名されることとする。通知が行われなかったか、対応可能な代表の指名がなされなかった場合、この加盟国は当該の会議で意見を表明する権利を放棄したことになる。

(c) ある加盟国にとりわけ大きな影響を与えると決められた案件を理事会が考慮する時には常に、迅速な伝達手段によって当該加盟国は考慮がなされる日程の通知を受ける。こうした案件、または、総務会に提出された当該加盟国にとりわけ影響を与える問題に関しては、この加盟国が本条の(a)項に従って権利を放棄するか、または、当該加盟国が合理的なかたちで理事会の会議の通知を受け、適切な権限を持った代表がこの会議で意見を表明するかするまでは、最終的な行動が何も理事会によって取られないこととする。

## 2. 投票権が停止された加盟国の代表

上記の本条第1項に定める内容は、総務会の会合と理事会の会議において、国際通貨基金協定第26条2項(b)に従い、投票権が停止された加盟国の代表について、必要な変更を加えて、適用されることとする。

採択日:1946年3月16日

改正日:1947年9月17日、1978年6月13日、1993年4月12日、2010年12月15日(2016年1月26日に発効)

## 第20条 予算と監査

(a) 専務理事は、承認のために理事会に提示できるよう、年次の業務予算を準備することとする。このように承認された予算は総務会に提示される年次報告書に含められることとする。

付随規約

(b) 国際通貨基金の財務諸表と、国際通貨基金協定第5条2項(b)に基づき運用される諸勘定の財務諸表(職員退職年金の財務諸表も含む)は、年次の外部監査が行われる。こうした監査は、会計年度を表す期間に関係するものとする。

(c) 外部監査委員会が年次監査を全体的に監督することとする。この監査委員会は理事会が選出し専務理事が任命する3人の人間で構成されることとする。監査委員会の業務を担う委員は任命時点で、それぞれ異なる加盟国の国籍を持っていなければならない。そのうちの少なくとも1人は出資割当額(クォータ)が最も大きい6か国のいずれかの国籍を持つこととする。監査委員会の委員は年次監査の監督を行うために必要な資格を持たなければならない。任期は3年とし、さらに3年間再任命されることができる。任期が満了していない委員と交代する人間は、前任者の残りの任期の間、委員を務めることとする。このように任命された人間は3年間の完全な任期に対してさらに2回再任命されることができる。監査委員は自らの職務遂行に関して、国際通貨基金協定の目的のためには国際通貨基金の幹部職員とみなされるいずれの監査委員会も、委員の1人を委員長として選出し、手順を決定するほか、これら以外の点でも、年次監査を監督する上で国際通貨基金のマネジメントから独立する。理事会は監査委員会の設置規則を承認する。監査委員会は理事会の承認のために設置規則の変更を提言することができる。外部監査法人が、年次監査を行い、監査報告書を出すために、監査委員会との協議のもとで理事会によって選出され、専務理事によって任命される。監査委員会の委員と、パートナーと従業員を含む監査法人は、自らの業務の機密性および監査目的のために利用可能になる情報の機密性を尊重する。

(d) 年次監査は一般的に受け入れられている監査基準に従い行われ、必要だと考慮される会計帳簿検査と監査手順を

## 第20条 予算と監査

含むこととする。一般会計、特別引出権会計および、職員の退職年金を含む第5条2項(b)のもとで運用される諸勘定の財務記録の検査については、監査が網羅的に行われることとする。実践可能な範囲で、監査対象となっている期間の操作と取引が必要な権限によって支持されているかを見極める。そして、一般会計、および、職員の退職年金を含む第5条2項(b)のもとで運用される諸勘定について、資産と負債の会計が、また、特別引出権の会計が妥当かつ正確に行われているかを決定する。この監査の基礎として、監査法人は、提示された財務諸表が一般会計、および、職員の退職年金を含む第5条2項(b)のもとで運用される諸勘定について、年度末の財政状態を正確かつ公正に示しているかどうかを記載するものとする。さらには、特別引出権会計については、特別引出権の分配と保有に関して、また、対象年の操作と取引の結果に関して、正確かつ公正に示されているかを記載する。これらの目的については、監査委員会と監査法人は、国際通貨基金の会計帳簿や運営と取引に関する補助的な証拠を閲覧できることとし、また、職員の退職年金を含む第5条2項(b)のもとでの諸勘定の操作に係る会計帳簿についても同様とする。国際通貨基金の専務理事は、監査との関係で必要となりうる情報や説明を監査委員会と監査法人に提供する。

(e) 理事会は、特定の情報または特定の記録や文書の検査のために、監査委員会または監査法人による要請でなされた方針に関する問題すべてに決定を下す。方針を理由にこうした要請が断られる場合には、監査報告書とともに総務会に提出されるコメント欄に理事会の意見として説明が記載される。監査委員会または監査法人が国際通貨基金協定、付随規約、規則と細則または国際通貨基金の決定に関して抱えることになる疑問は専務理事または専務理事が任命する職員と議論されることとする。そして、回答が監査委員会または監査法人にとって完全に満足がいくものでなければ、この問題は専務理事によって理事会に伝えられることになる。

付随規約

(f) 監査委員会は監査法人が発行した報告書を総務会の検討のために総務会に提出する。この提出は、専務理事と理事会を通じて行うこととし、専務理事と理事会は監査報告書を、意見を付けた上で提出する。監査法人は報告書のいずれかの点について批判が必要だと考えられると決める前に専務理事に説明の機会を提供することとする。監査報告書は総務会に、完成から合理的な時間の範囲内で提出されることとする。

監査法人は監査委員会、専務理事、理事会に対して、国際通貨基金の財務管理を技術的に強化または改善するかもしれない会計システム、内部税務統制、文書等の手順に関して、監査法人の意見と提案を正式に提出することができる。こうした点については、監査法人が含めることが正当だと考える時を除いて、監査報告書の中で取り上げる必要はない。

監査法人と監査委員会が一致して大きな問題ではなく、したがって国際通貨基金のマネジメントのみが関心を持つと見なす内容を除いては、監査法人の意見や提案はすべて、専務理事と理事会に同時に伝えられることとする。理事会に伝えられた監査法人の意見と提案に対する専務理事の回答もまた理事会に伝えられることとする。

(g) 専務理事は毎回の年次監査に関連して必要で合理的な経費が何かについて決定を下し、国際通貨基金がその費用を負うこととする。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1947年9月17日、1969年10月2日、1972年3月20日、1978年6月13日、1999年9月30日

## 第21条 加盟申請

## 第21条 加盟申請

(a) いずれの国であっても、国際通貨基金に申請書を提出することによって加盟することができる。この申請書には関連する情報が記載されることとする。

(b) 理事会はすべての申請について総務会に報告することとする。申請国の加盟が認められるべきだという推薦とともに総務会に申請が提出された場合には、理事会と申請国との協議後、理事会は出資割当額(クォータ)、出資割当額の支払形式、総務会が規定を希望する可能性があるとして理事会が考えた他条件に関して、総務会に助言を行うこととする。

採択日:1946年3月16日

改正日:1978年6月13日

## 第22条 強制的脱退

加盟国が国際通貨基金からの脱退を要請される前に、事案が理事会によって考慮されることとし、理事会は当該加盟国が苦情を表明するための合理的な時間があるかたちで情報を伝え、当該加盟国には口頭および文書で主張を表明する十分な機会が与えられることとする。理事会は必要だと見なす行動について総務会に助言する。当該加盟国は、この助言および総務会が本事案を検討する日程について情報を伝えられ、口頭および文書にて総務会に自国の主張を示すために合理的な時間を与えられることとする。いずれの加盟国もこの規定が適用される権利を放棄できる。

採択日:1946年3月16日

改正日:1978年6月13日

付随規約

第23条 脱退した国との意見相違の解決

国際通貨基金協定の第21条(d)または第29条(c)で言及されている種の意見の相違が生じた場合には、国際司法裁判所の裁判所長が仲裁人の指名を行う権限を有することと規定される。

採択日: 1946年3月16日

改正日: 1969年10月2日、1978年6月13日

第24条 付随規約の改正

付随規約は総務会がいずれの会議においても改正でき、また、第13条で規定されているように、会議を行わず投票によっても改正が可能である。

採択日: 1946年10月2日

## II. 国際通貨基金の規則と細則

### A. 規則と細則の適用範囲

A-1. 規則と細則は、国際通貨基金協定と総務会が採択する付随規約を補うものである。国際通貨基金協定と付随規約のいずれの規定をも代替することは意図されていない。規則と細則は、国際通貨基金協定に含まれ、付随規約によって補足された目的と権限を実行するために必要で望ましい運営規則や手順、細則や解釈を示している。規則と細則のいずれかの規定が国際通貨基金協定または付随規約の規定のいずれかと一致していないことが確認された場合には国際通貨基金協定と付随規約が優先されることとし、また、規則と細則に適切な改正が行われることとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1978年4月1日

A-2. 経験によって新たな問題が明るみに出ること、または既に採択された手順の修正が提示されることに応じて、規則と細則への追加および変更が加えられる。

採択日：1946年9月25日

### B. 用語と定義

B-1. 別段の定めがない限り、場合に応じて、「理事」には理事代理と暫定代理を含めることとする。この規則と細則の中で特別引出権会計のみに関連する内容については、理事についての言及は、規則のC-1、C-5(a)、C-15およびC-16を除いて、参加国である加盟国のひとつ以上によって選出された、または、指名された理事に適用されることとする。「職員」には、専務理事と契

規則と細則

約に職員ではないことが明記された人を除いて、国際通貨基金の全役員と全従業員を含めることとする。「職員」には、理事、理事代理、審議役、理事補を含めないこととする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1947年8月14日(1947年9月17日に発効)。1969年9月18日、1978年4月1日、2003年8月27日。2013年2月26日(2016年1月26日に発効)。

B-2. 別段の定めがない限り、「議長」には理事会の議長または議長代理を含めることとする。

採択日：1946年9月25日

B-3. 「議題」は通常、会議で考慮されるべき事項の一覧と、これに関連する補助文書を指すこととする。

採択日：1946年9月25日

B-4. 国際通貨基金の「業務日」とは、国際通貨基金の通常業務時間である、ワシントンDCの公式時間で毎週月曜から金曜の午前9時から午後5時30分までを指すこととするが、下記の例外を除く(下記の日付が土曜にあたる場合は前日の金曜日、日曜にあたる場合は翌日の月曜日にも例外の対象とする)。

1月1日

1月の第3月曜日

2月の第3月曜日

5月の最終月曜日

7月4日

9月の第1月曜日

10月の第2月曜日

11月の第4木曜日

11月の第4木曜日の翌日である金曜日

12月25日

採択日：1947年5月28日

改正日：1948年3月8日、1961年10月27日、1970年11月24日、1978年4月1日、1978年6月5日、1985年2月8日、1986年7月28日

### C. 理事会の会議

B-5. 「業務日」の定義は、状況、または、国際通貨基金協定、付随規約、規則と細則が必要とするように、いかなる時にも連絡を受領するための、および、連絡事項に対して迅速に行動を起こすための取り決めにいかなる形でも影響を及ぼすものではないこととする。

採択日：1978年4月1日

B-6. 「SDR」は国際通貨基金の特別引出権を指すこととする。国際通貨基金の文書や連絡、出版物において特別引出権を指すことが意図される場合、「SDR」が標準的な用語として採用されるべきであり、単数形か複数形か適切なものが使われるべきである。異なる利用法が定着した言語の場合には、その利用法を維持することができる。

採択日：1983年7月26日規則と細則の他項目の文章も規則B-6に依じて改正されている。改正内容は改正された各規則に続く注に示されている。

### C. 理事会の会議

C-1. 理事会会議は国際通貨基金の活動の必要性に応じて、議長によって招集される。特別な状況を除いては、遅くとも2業務日前までに議長が全理事に会議を通知する。

採択日：1946年9月25日

改正日：1947年5月28日、1978年4月1日

C-2. いずれかの理事から要請があった場合には、議長は会議を招集することとする。

採択日：1946年9月25日

C-3. (a) 理事会の定例会議には審議役と理事補、書記および議長が指示する他の職員も参加できることとするが、個別の会議について、理事会が具体的な職員の出席者を決定することができる。副専務理事は理事会のどの定例会合にも出席できる権利を持つこととする。

規則と細則

- (b) 理事会の会議は専務理事または理事のいずれかが希望する場合には参加者を限定して実施される。参加者限定の理事会会議には理事、専務理事、副専務理事のみが出席する。しかし、例外として、理事会が特定の会議において、書記、または他の職員のうち理事会が定めることができる特定の者の参加を許可できる。理事会は審議役と理事補の参加を許可できる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1948年1月15日、1978年4月1日、2003年8月27日

C-4. 理事会は、ある特定の会議を別の場所で開催することを決定した場合を除き、国際通貨基金の本拠地で開催されることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

C-5. (a) 理事は理事会のすべての会議および委員会に参加できる。

- (b) 専務理事が不在の場合には、副専務理事が議長を務め、票が均等に割れた際には決定票を投じることとする。専務理事と副専務理事のいずれもが不在の場合には、理事会が選出した理事が議長を務める。議長代理を務めるこの理事も投票権を有することとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1948年11月12日、1969年9月18日、1978年4月1日

C-6. 各回の会議の議題は議長によって準備されることとする。この議題には理事が要請する項目のいずれもが含まれることとする。

採択日: 1946年9月25日

## C. 理事会の会議

C-7. 特別な場合を除いて、議題上の新しい項目が会議で検討される遅くとも2業務日前までに、これらの項目について議長は各理事に通知する。議長の裁量によって、加盟国との協議が必要となりうる、または、不在である理事が国際通貨基金本拠地に戻るまで待つ必要がある特別に重要な新項目については、その検討開始前に通常よりも長い通知期間が置かれることがある。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1947年5月28日、1978年4月1日

C-8. 会議の議題に掲載されていない案件については、出席の理事全員の合意によってのみ、検討を行うことができる。

採択日: 1946年9月25日

C-9. 会議の議題に掲載された項目は、会議中に検討が終わらなかった場合には、いずれの項目であっても、理事会が別段の決定を行わない限り、次回会議の議題に盛り込まれることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## 投票

C-10. 議長は通常の場合、正式な投票を行う代わりに会議の場の状況を見定めることとする。理事のいずれもが正式な投票を要請できることとし、投票は国際通貨基金協定第12条第3項(i)もしくは第21条(a)(ii)に規定されたかたちで行う。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1969年9月18日、1978年4月1日

C-11. 委員会や小委員会では正式な投票は行わないこととする。委員会や小委員会の議長が会議の場の状況を(異なる見解を含めて)見定めることとし、これらは報告されることとする。

採択日: 1946年9月25日

## 規則と細則

C-12. 何らかの通信手段を用いて招集された理事会の文脈で理事会が別段の決定が下した場合を除いて、どの理事も当人出席以外での投票はできないこととする。どの理事であっても、代理による投票はいずれの会議においてもできない。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 2013年4月10日

## 言語

C-13. 国際通貨基金の業務言語は英語とする。会議の議論、文書および報告書は通常、英語とする。他言語の演説または文書は英語に翻訳されることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## 議事録

C-14. 専務理事の指示の下で、書記が理事会の議事進行について要約記録を準備する責任を負う。

採択日: 1946年9月25日

C-15. 議長または理事が要請した時に限って逐語記録をアーカイブに含めるために残すこととする。くわえて、合理的な時間の経過後に逐語記録が破壊される条件のもとで、会議の要約記録を書記が作成する助けとして、逐語記録は作成されることができる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

C-16. 議事録の草稿が理事全員に会議終了後なるべく早く配布されることとする。これら草稿はしかるべき期間内に理事会の承認を受けるために提出されることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1947年5月28日、1947年8月14日、1978年4月1日

## D. 加盟申請とクォータの変更

## D. 加盟申請とクォータの変更

## 加盟申請

D-1. ある国が国際通貨基金への加盟を申請した時には、申請が速やかに理事会へと提出され、正式な調査を進めるための決定が下される前に、理事会が議論と予備的な調査を行うために合理的な期間を設けることとする。もしこの決定が肯定的なものであったならば、国際通貨基金は関連するすべての情報を取得し、加盟申請国と申請に関わるすべての点について議論できることとする。いずれの理事も、下される決定に関連すると本人が考える情報を、加盟申請国に対して要請される情報の一覧に加えるよう依頼できる。理事会は、理事会の意見を付帯した上で、総務会に会議を行わずに投票をするよう加盟申請を提出するか、加盟申請を総務会の次の会議まで留保するかを決めることができることとする。もし理事会が加盟申請について正式な調査を進めないことを決めた場合、決定理由とともにこの決定を総務会に報告することとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1978年4月1日

## 出資割当額(クォータ)

D-2. 加盟国が自国のクォータの調整を要請した時には、理事会が加盟国との協議後に総務会にこの要請について報告書を提出することとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1947年5月28日、1978年4月1日

D-3. 総務会によってクォータ一般見直しが行われる遅くとも1年前までに、理事会は案件検討と報告書作成のために全体委員会を任命することとする。総務会によってこのような見直しが行われるべき前に全体的な見直しを行うことが決定された

## 規則と細則

場合、理事会はこの目的のために速やかに全体委員会を任命する。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

### E. 証券による通貨の代用

E-1. 国際通貨基金協定第3条第4項に基づき、各加盟国は国際通貨基金に対し要請に応じ支払うべき譲渡禁止かつ無利子の手形もしくは類似の証券によって、国際通貨基金の一般資金勘定における通貨保有量のうち、当該加盟国のクォータの0.25%を超える分を代用できることとする。寄託所はこのような手形や類似の証券を国際通貨基金の勘定のために保管することとする。こうした手形または類似の証券は、これらが適切な形態のものであり、その発行が許可されていると国際通貨基金が確信するまで、受領されないこととする。事務会計の諸勘定の残高は、この規則を適用する上で国際通貨基金の通貨保有高の一部として考慮されないこととする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1974年1月30日、1978年4月1日、1988年6月23日

E-2. 理事会は0.25%の要件を、どの加盟国についても、理事会が異なる割合が妥当だと考える場合に、変更することを合意できる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1950年2月20日、1974年1月30日

E-3. E-1とE-2に基づき求められる額を維持するために必要な通貨を預けるために当該加盟国には24時間の猶予が設けられる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## F. 金

## F. 金

F-1. 国際通貨基金の金の寄託所は、アメリカ合衆国とイギリス、フランスとインドに設立されることとする。国際通貨基金の金は、寄託所が置かれる国の領域内の加盟国が指定する寄託所で、国際通貨基金と合意した場所に置かれることとする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1956年11月29日、1978年4月1日

F-2. 国際通貨基金は加盟国用の金を保管することができる。

採択日:1978年4月1日

## G. 操作と取引

G-1. 国際通貨基金協定第5条第1項に基づき、加盟国はそれぞれ財務機関を指名することとするが、国際通貨基金への通知後、加盟国は財務機関を変更できる。

採択日:1946年9月25日

改正日:1969年9月18日

G-2. 通貨、SDRまたは金の加盟国と一般会計の間の移転に関する当該加盟国からの指示、および、特別引出権会計を通じたSDRの移転に関する当該加盟国からの指示は、その加盟国の財務機関によって出されることとする。この財務機関と国際通貨基金によって合意された方法によって、指示が本物であるかが確認されることとする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1947年2月20日、1978年4月1日、1983年7月26日

G-3. 寄託所は国際通貨基金に代わって操作を行うにあたり、国際通貨基金と寄託所が合意しうる方法によって本物だと確認された指示に基づいてのみ、行動することとする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1947年2月20日、1978年4月1日

## 規則と細則

- G-4. (a) 国際通貨基金協定第5条第3項に基づき、リザーブ・トランシュの買い入れとスタンドバイ取極または拡大取極の下での買い入れの要請を除いて、真正性が十分に確認された買い入れ要請が受理された時、国際通貨基金はこの要請を速やかに検討することとする。理事会が別段の決定を行った場合を除いて、通貨の移転の指示は、買い入れを承認する決定の当日に出されることとするが、当日の業務時間が過ぎた後に決定が下された場合を除くこととし、この場合には、決定が出された翌業務日の業務終了時間までに指示が出されることとする。通貨のリザーブ・トランシュの買い入れに対する要請が受理された時、または、下記(b)に従って、スタンドバイ取極または拡大取極に基づいて通貨買い入れに対する要請が受理された時、この要請が受理された翌業務日の業務時間が終了するまでに、国際通貨基金が適切な寄託所に対して当該の移転を行うように指示が出されることとする。
- (b) アクセス拡大方針に基づいて国際通貨基金が借り入れを行い、スタンドバイ取極または拡大取極に基づくものである資源に関連した買い入れの受渡日は、通常各月の15日または最終日となるか、選ばれた日が業務日でない場合、その前日となる。買い入れの要請が受領日に続く初の受渡日に間に合う形で国際通貨基金において受領されなかった場合、買い入れは次の受渡日に実行される。
- (c) アクセス拡大方針に基づいて借り入れが行われた資源によって資金がまかなわれた買い入れに関する買い戻しは、通常、各月の6日または22日を受渡日として行われるべきであり、もしも選ばれた日が業務日でない場合には、翌業務日に行われる

## G. 操作と取引

べきとするが、買い戻しが買い入れの日から7年以内に行われることを前提とする。

- (d) 買い入れと買い戻しを見込んでいる時期に関して、加盟国は国際通貨基金に対して、適時に相談を行うべきこととする。この相談の目的は、買い入れの要請が行われるべき期日や、買い戻しに関連して、ある特定の日付に関して指示が出されるために、加盟国が寄託所に出す指示を見定めるためである。
- (e) どの買い入れのためであっても、通貨の移転は、リザーブ・トランシュの買い入れ以外の場合において、当該の指示が出された時から買い入れの受渡日までの間にもしも買い入れを要請している加盟国に国際通貨基金に対する未履行の金融債務がある場合、また、不適合な買い入れに関して「是正措置ガイドライン」に準拠すると買い戻しの期待に沿うことができていない場合に、本期間中に可能な範囲で指示が取り消されることとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1947年2月7日、1978年4月1日、1981年4月29日（1981年5月1日に発効）。(a)項は2003年4月25日に改正された。(b)項と(c)項は1982年2月24日に改正された。(b)項は1984年5月1日に改正され、1984年7月3日に発効した。(b) (e)項は1985年2月20日に採択された。

G-5. ある加盟国の通貨について、1回または複数の取引を通じて、その国のクォータと比べて非常に大きな額の買い入れを行うことを予定した別の加盟国は、提案する1回または複数回の取引に関して、合理的に可能な範囲でなるべく早く専務理事に通知することとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1978年4月1日

規則と細則

H. 為替管理、通貨の慣行、協定、情報

H-1. 国際通貨基金はあらゆる為替管理を継続的に審査し、国際通貨基金協定にのっとり、為替制限の段階的な撤廃を視野に入れて、加盟国と協議を行うこととする。

採択日: 1946年9月25日

H-2. ある加盟国が理事会に対して別の加盟国が為替管理や差別的通貨取極、もしくは複数通貨措置に関する義務を遵守していないと苦情を申し立てる場合には、申し立てを行う国は審査のために妥当な事実をすべて提供することとする。

採択日: 1946年9月25日

H-3. 加盟国から苦情を受理した理事会は、直接関係する加盟国との協議を速やかに手配することとする。

採択日: 1946年9月25日

H-4. 現在の国際取引のための支払の実施と移転に対する制限の実施、または、差別的為替取極や複数為替措置の利用を国際通貨基金が承認するよう求めるために国際通貨基金協定第8条第2項および第3項に基づいて加盟国が行う要請はすべて書面で、この要請がなされる理由を記載して、理事会に提出されることとする。

採択日: 1946年9月25日

H-5. 理事会は承認を求める要請それぞれに対して速やかに決定を下すこととする。

採択日: 1946年9月25日

H-6. 国際通貨基金は各国の財務機関を通じて、各国通貨が各国の領域内で売買された相場に関する頻繁かつ定期的な情報を国際通貨基金が入手できるように手配を行うこととする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## I. 取引と報酬に係る手数料

H-7. 国際通貨基金協定第8条第5項に基づいて、国際通貨基金は各加盟国との間で、政府による金と外貨の保有量が各月の末日から30日以内に報告されるように手配を行うこととする。

採択日:1978年4月1日

## I. 一般資金勘定の取引と報酬に係る手数料

I-1. 一般資金勘定から別の加盟国の通貨やSDRを自国通貨との交換によって買い入れる国が支払うサービス手数料は0.5%とすることとするが、リザーブ・トランシュの範囲の買い入れについては、サービス手数料はないこととする。サービス手数料は取引が完了した時点で支払われることとする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1951年11月19日、1952年11月14日、1953年6月26日、1953年10月14日、1953年12月23日、1954年12月15日、1955年12月27日、1956年5月23日、1956年12月21日、1957年12月9日、1958年12月12日、1959年3月20日、1959年4月20日、1960年4月19日、1961年4月17日、1962年4月25日、1963年4月24日、1964年4月13日、1965年4月28日、1966年4月22日、1969年9月18日、1971年9月10日、1978年4月1日、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1983年7月26日、1994年1月7日

I-2. 国際通貨基金協定第5条第8項(b)または(c)に基づいて、国際通貨基金は7月31日、10月31日、1月31日と4月30日の後なるべく早く、上記の各日程までの3か月の期間について、加盟国各国が国際通貨基金に支払うべき手数料を加盟国それぞれに通知することとする。手数料は通知の発送から2業務日後に支払可能になることとする。

採択日:1946年9月25日

規則と細則

改正日：1948年7月30日、1954年2月24日、1977年4月1日、1978年4月1日、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1982年4月23日、1994年1月7日、2003年4月25日

I-3. 国際通貨基金協定第5条第8項(b)または(c)に基づき徴収される手数料は、国際通貨基金が保有し手数料の対象となる各国通貨の日毎の額について、算出することとする。国際通貨基金が保有する各国通貨は、クォータの0.1%を超えない範囲での事務経費を満たすための特別勘定の額と現金の雑勘定の額を除いて、国際通貨基金のすべての通貨を構成することとする。

採択日：1948年7月30日

改正日：1968年11月1日、1978年4月1日、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1994年1月7日

I-4. 削除済。

I-5. 削除済。

I-6. (1) 削除済。

(2) 削除済。

(3) 削除済。

(4) (i) 国際通貨基金協定第30条(c)の下で対象外とされる政策に基づく買い入れの結果である保有額、または、(ii) (i)で言及された残高を除いた後に加盟国のクォータの額を超える保有額に対する手数料は下記の(a)と(b)に基づいて決めることとする。

(a) 手数料率は規則T-1に基づくSDRの金利にベースポイントで表されるマージンを足したものとして決定されることとする。マージンは(i) サービス手数料からの収入を考慮して下

## I. 取引と報酬に係る手数料

の(b)の期間について国際通貨基金に生じる仲介手数料の推計額をまかなうのに、また(ii)準備金に足すための純利益を生み出すのに十分な水準に設定されることとする。(ii)準備金への貢献額は、特に予防的な残高の現在の水準、予防的な残高の下限值または目標、サーチャージとコミットメント・フィーから期待できる予防的な残高への貢献額を考慮した上で、査定されることとする。しかし、条件として、基本手数料に伴って、適切なベンチマークを指標とした時の長期信用市場の状況に照らし合わせて国際通貨基金の信用コストが高すぎたり低すぎたりする水準にマージンが設定されないこととする。上記にかかわらず、例外的な場合には、マージンが推定される仲介費用をまかなうのに十分ではなく、準備金に足すだけの純利益を生み出すのにも十分ではない水準に設定されることができ。

(b) マージンは2会計年度について設定されることとする。こうした2会計年度の初年度が終わる前に国際通貨基金の所得状況について包括的な見直しが行われ、この見直しの文脈でマージンが調整されることがあるとするが、2会計年度当初におけるマージン設定に関連する基礎的な諸要因における根本的な変化に鑑みてこれが正当だと見なされる時のみとする。

(c) 削除済。

(d) 削除済。

(5) 削除済。

規則と細則

(6) 削除済。

(7) 削除済。

(8) 削除済。

(9) 削除済。

(10) 削除済。

(11) 削除済。

採択日：1963年4月24日(I-7として)

改正日：1964年4月13日、1965年4月28日、1966年4月22日、1974年6月13日、1974年9月13日、1975年4月4日、1977年4月1日、1978年4月1日、1978年10月25日(1979年1月1日に発効)、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1994年1月7日

(1)項、(2)項、(3)項は1994年1月7日に削除。

(4)項は1981年5月13日、1988年8月23日、1990年9月17日、1990年12月5日、1993年4月23日、1994年1月7日、2012年5月1日に改正。

(4)項(a)は1982年6月9日、1985年6月5日、1994年1月7日、2005年4月22日、2006年4月28日、2012年5月1日に改正。

(4)項(b)は1994年1月7日、2005年4月22日、2006年4月28日、2012年5月1日に改正。

(4)項(c)は2012年5月1日に削除。(4)項(d)は2012年5月1日に削除。(5)項、(6)項、(7)項、(8)項、(9)項、(10)項と(11)項は1994年1月7日に削除。

I-7. 削除済。

I-8. 次の規定が一般資金勘定のあらゆる取極に適用されることとする。

(a) 次に挙げる(e)項と(f)項に従い、手数料は取極の12か月間(以下「本関連期間」)の当初に次のかたちで支払われることとする。

## I. 取引と報酬に係る手数料

- (i) 本関連期間中に買い入れが可能な加盟国のクォータの115%を超える額からクォータの最大575%までに対して1年あたり0.3%。
  - (ii) 本関連期間中に買い入れが可能な加盟国のクォータの575%を超える額に対して1年あたり0.6%。
  - (iii) 本関連期間中に買い入れが可能な加盟国のクォータの115%を超える額からクォータの最大575%までに対して1年あたり0.3%。
- (b) 取極下で買い入れが行われた場合、(a)号に基づき支払われた手数料は減額され、減額された分と同じ金額が次のかたちで払い戻される。
- (i) 本関連期間における加盟国のクォータの115%以下の買い入れについては、手数料の内上記(a)(i)号に基づき計算された分を、本関連期間中に買い入れが可能であった当該加盟国のクォータの115%以下である取極の額に対して買い入れ額が占める割合で減額することとする。
  - (ii) 本関連期間における加盟国のクォータの115%を超え575%以下の買い入れについては、手数料の内上記(a)(ii)号に基づき計算された分を、本関連期間中に買い入れが可能であった当該加盟国のクォータの115%を超え575%以下の取極の額に対して買い入れ額が占める割合で減額することとする。
  - (iii) 本関連期間における加盟国のクォータの575%を超える買い入れについては、手数料の内上記(a)(iii)号に基づき計算された分を、本関連期間中に買い入れが可能であった当該加盟国

規則と細則

のクォータの575%を超える取極の額に対して  
買い入れ額が占める割合で減額することとす  
る。

- (c) 加盟国が国際通貨基金に対して取極の解約を希望する旨を通知した場合には、国際通貨基金は手数料の一部分を払い戻すこととする。払い戻された金額は、解約日に取極期間として残っている期間について、当該加盟国が手数料を支払った解約日の時点で取極に基づいてまだ買い入れが可能な額に対する手数料に相当することとする。
- (d) 上記(b)号に基づく減額のための払い戻しと、(c)号に基づく取極のために支払われた手数料の払い戻しは、国際通貨基金が選ぶ媒体で行われることとする。
- (e) (a)号と(b)号で言及された115%と575%の基準の代わりとして、(i)第14次クォータ一般見直しに基づくクォータ増額の発効日と(ii)2016年2月26日のいずれか早い方まで、200%と1,000%の基準がそれぞれ、加盟国に対する手数料と払戻額の計算に用いられることとする。
- (f) 2016年2月17日時点で効力を発している取極のある加盟国は、第14次クォータ一般見直しの発効に先駆けて、上記(a)号と(b)号に基づき、当該取極に対する手数料と払戻金の基準として、115%と575%の代わりにそれぞれ、現在有効な自国のクォータの200%と1,000%を使うことを選択する旨を、2016年2月25日までに国際通貨基金に通知することができる。上記のような通知がない場合、関連する手数料と払戻金は(a)(b)(c)(d)の各号に基づき決定されることとする。上記(f)号に基づいて加盟国が選択を行った場合、この選択は当該加盟国に対して2月17日に効力を発している取極の増額が国際通貨基

## I. 取引と報酬に係る手数料

金によって承認された日の時点で適用が終了することとする。その場合、当該加盟国は(a) (b) (c) (d)の各号に基づいて決定される関連の手数料と払戻金の対象となる。2016年2月17日より後に国際通貨基金によって承認された新しい取極は、本(f)号に基づく選択の対象外である。

採択日:1978年4月1日

改正日:1994年1月7日、2000年11月28日、2009年3月24日、2009年4月10日、2016年2月17日

I-9. (a) 報酬は日毎に発生することとする。国際通貨基金の会計年度の各四半期に発生した金額は次の四半期の頭に支払われることとする。

(b) 自国に対して支払われるべき報酬の全額またはその一部特定額を自国通貨で受け取ることを希望する加盟国はその旨を国際通貨基金に通知することとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日、1983年7月26日(1983年8月1日に発効)

I-10. (a) 報酬の率は規則T-1に基づくSDR保有額に対する金利の率の100%に相当するもの(以下、「SDR金利」とする)だとする。

(b) 報酬の率のSDR金利に対する関係性は以下、「報酬係数」として言及される。

採択日:1974年6月13日

改正日:1975年7月7日、1976年6月30日、1978年4月日、1978年10月25日(1979年1月1日に発効)、1980年9月17日(1981年1月1日に発効)、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1983年7月26日(1983年8月1日に発効)、1984年1月6日、1986年7月25日(1986年8月1日に発効)、1987年2月1日

規則と細則

J. 会計と報告

勘定

- J-1.(a) 一般会計の諸勘定の要約とこれら勘定に関する財務諸表の表記はSDRを単位として行われることとする。諸通貨やある通貨建ての資産は国際通貨基金協定第19条第7項(a)に基づく為替レートと国際通貨基金の決定に基づいて価値が評価されることとする。第2次改正の当日に国際通貨基金が所有していた金については、純金0.888671グラムあたり1SDRとして価値が評価されることとし、その日より後に国際通貨基金が受け取る金は理事会が決定する方式に従ってSDRを単位として価値が評価されることとする。
- (b) 特別引出権会計の諸勘定はSDRを単位として表記されることとする。
- (c) 国際通貨基金協定第5条第2項に基づき国際通貨基金によって管理される勘定の要約と、この勘定に関する財務諸表の表記はSDRで行われるが、国際通貨基金がもし決定するならば、勘定に含まれる通貨で記載されることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1969年9月18日、1972年2月25日(1972年3月20日に発効)、1978年4月1日、1983年7月26日

- J-2.(a) 一般会計の諸勘定は、操作と取引のそれぞれの性質および金額、各加盟国の保有額が明示されるかたちで帳簿が記載されることとする。特別引出権会計の諸勘定は、SDRで行われる操作と取引のそれぞれの性質および金額、また、参加国各国、国際通貨基金および他の保有者の保有額が明示されるかたちで帳簿が記載されることとする。

## J. 会計と報告

- (b) 国際通貨基金協定第5条第2項(b)号の下で管理される諸勘定は、操作と取引のそれぞれの性質と金額、こうした勘定の各々の残額、国別の拋出状況、勘定から資金を受け取った国の受取額が明示されるかたちで帳簿が記載されることとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1969年9月18日、1978年4月1日、1983年7月26日

- J-3.(a) 一般会計を通じて行われた操作と取引を要約した書類が3か月に一度よりも多い頻度で発行されることとする。月次の報告書が加盟国各国に送られることとし、この書類には一般会計の諸勘定における各国のポジションと、送付先の加盟国と国際通貨基金の間で行われた操作と取引の詳細が記載されるが、事務的な性質の操作と取引は除かれることとする。
- (b) 特別引出権会計を通じて行われた操作と取引、各参加国と他の保有者それぞれのポジションを要約した報告書が3か月に一度よりも多い頻度で発行されることとする。各参加国と他の保有者それぞれに対して定期的に報告書が送られることとし、特別引出権会計における当該参加者または他の保有者のポジションおよび当該参加国または当該の他保有者が関係する操作または取引の詳細が記載されることとする。
- (c) 国際通貨基金協定第5条第2項(b)に基づいて国際通貨基金によって管理される諸勘定で、職員退職金基金を除く勘定を通じて行われた操作と取引を要約した報告書が3か月に一度よりも多い頻度で発行されることとする。月次の報告書が拋出国各国およびこれらの勘定からの受益国に対して送られることとし、この報告書には当該拋出国と受益国のポ

## 規則と細則

ジション、当該勘定と抛出国または受益国の間の操作および取引の詳細が記載されることとする。

(d) 職員退職金基金に関する会計と報告は職員退職計画の条件に基づき行われることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1969年9月18日、1978年4月1日

## 年間の管理予算

J-4. 遅くとも毎年4月1日までに、専務理事は国際通貨基金の管理予算を理事会の承認のために提示することとする。国際通貨基金の所得の見通し、国際通貨基金の業務を遂行する経費の見通し、および、特別支払勘定、特別引出権会計、国際通貨基金協定第2条(b)に基づき国際通貨基金によって管理される諸勘定の管理経費に関する一般資金勘定の払い戻しの見通しを予算には掲載することとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1948年2月20日、1969年9月18日、1978年4月1日

## 年次報告書

J-5. 遅くとも毎年の5月31日までに専務理事は、理事会による考慮を目的として、専務理事が総務会に向けた年次報告書に掲載すべきだと考える事項の要約を提示することとする。総務会の定期会合が開かれる遅くとも2か月前までに専務理事は年次報告書の草稿を理事会に考慮のために提出することとする。総務会の定期会合が1年の間に開かれることが予定されていない場合、草稿は同年の5月31日以降なるべく早く提出されることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## J. 会計と報告

## 監査

J-6. 総務会の定期会合の遅くとも2か月前までに、国際通貨基金の監査された財務諸表が理事会に対してその考慮のために提出されることとする。総務会の定期会合が1年の間に開催されることが予定されていない場合には、監査を済ませた国際通貨基金の財務諸表が会計年度終了次第なるべく早く提出されることとする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1978年4月1日

J-7. 国際通貨基金付随規約第20条(f)項に従って外部監査委員会がその見解と提案を伝えた時には、これらの見解と提案が専務理事と理事会に同時に伝えられることとする。

採択日:1998年5月22日

J-8. 国際通貨基金が開始する外部監査手続においては、いずれの審査も理事会と専務理事の指揮の下で行われることとする。また、完了の際には、どの報告書であっても、理事会と専務理事に同時に提出されることとする。

採択日:1998年5月22日

## 会計年度

J-9. 国際通貨基金の勘定と報告書を目的としては、会計年度が5月1日に始まり、4月30日に終わることとする。

採択日:1947年2月7日

改正日:1947年5月28日(1947年9月17日に発効)、1978年4月1日、1998年5月22日

## K. 投票権の制限、不適格性、停止

K-1. 専務理事は理事会に対して加盟国が規則S-1で言及されている義務以外の国際通貨基金協定の下での義務を果たしていないと専務理事が考える場合について報告することとする。

## 規則と細則

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1969年9月18日、1978年4月1日

K-2. 加盟国に国際通貨基金の一般資金を用いる上での適格性がないことを発表する権限が国際通貨基金協定によって理事会に付与されている時には、いずれの場合にも、理事会は発表を差し控え、当該加盟国が一般資金を利用できる条件と利用できる範囲を示すことができる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

K-3. 国際通貨基金協定26条第2項(a)号に従って加盟国が一般資金の利用資格がなくなると発表される前には、それがどの国であっても、理事会がこの問題を考慮することとする。理事会は当該加盟国にこの件に関し抗議を申し立てるために合理的な時間があるかたちで情報を伝え、口頭かつ文書にて自国の立場を説明するのに十分な機会を設けることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

K-5. 国際通貨基金の一般資金の利用に不適格である加盟国、または、上記規則K-2に基づいて一般資金の利用が制限された加盟国が理事会に対して特別な制限のある利用再開もしくは特別な制限のない利用再開の許可を請求し、理事会がそのような利用再開を許可しないと決定する時には、当該加盟国に対して、上記のような利用再開のためには追加措置として何が必要か記述した報告書が文書にて提示されることとする。

採択日: 1946年9月25日(1950年10月18日に修正)

改正日: 1978年4月1日

K-5. 国際通貨基金第5条12項(f) (iii)に従って特別支払勘定にある資産を発展途上国である加盟国に支払うことが決定された時には、理事会は国際通貨基金協定第5条第5項の下で国際通貨基金の一般資金を使用することに不適格であると

## L. 資本移動

宣言された国に対して当該加盟国の不適格性が停止される前に支払いに参加することを許可するか考慮することとする。

採択日:1978年4月1日

K-6. 国際通貨基金協定第26条第2項(b)に従って、加盟国のいずれかの投票権が停止される前には、この事項が理事会によって考慮されることとし、理事会は当該加盟国に本件について抗議できるだけの合理的な時間があるかたちで通知し、口頭および文書にて自国の立場を説明するために十分な機会を設けることとする。

採択日:1993年3月10日

K-7. 投票権が停止された加盟国が理事会に対して投票権停止の終了を要請し、理事会が投票権停止の終了を行わないと決めた時には、当該の投票権停止を終了させるためにどのような追加措置が必要かを記載した報告書が書面で当該加盟国に提示されることとする。

## L. 資本移動

L-1. もしある加盟国から資本が大規模または持続的に流出している時には、

- (a) 当該加盟国または他の加盟国は必要だと考える情報を提示して国際通貨基金に通知を行うことができ、この資本移動に関して国際通貨基金の見解を求めることができる。
- (b) また、国際通貨基金は関連する1か国または複数の加盟国に対して機関としての見解を記載した報告書を提示し、当該の1か国または複数の加盟国に対し適切な時間内に状況の報告を求めることができる。

採択日:1946年9月25日

## 規則と細則

L-2. 国際通貨基金が加盟国に対して大規模または持続的な資本流出に応じるために国際通貨基金の一般資金の利用を防ぐために統制を行うように要請する時には、いずれの時点にも、国際通貨基金は当該加盟国に速やかかつ詳細に実行された措置を通知するように求めることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

L-3. 各加盟国は自国が国際資本移動を統制するために行っている措置のいずれにもついて、また、こうした措置に加えられた変更について、詳細を国際通貨基金に知らせることとする。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

L-4. ある加盟国によって国際資本を規制するために行われた統制措置が現在の国際取引のための支払いを制約するものであると、また、約束された資金の支払いにおける資本の移動が不当に遅れると国際通貨基金が考える場合には、国際通貨基金は国際通貨基金協定第7条第3項(b)と国際通貨基金協定第14条第2項の規定に従って、当該加盟国と当該の統制が行われた方法について協議を行う。協議後に国際通貨基金が国際通貨基金協定に適合するかたちで統制が行われたと納得していない場合には、この旨を文書による報告書で当該の加盟国に伝え、当該加盟国に統制に修正を加えるように要請する。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## M. 非加盟国との関係

M-1. 国際通貨基金は国際通貨基金協定の規定や国際通貨基金の目的に反する非加盟国または非加盟国の領域内の個人との取引を阻止するための適切な措置の適用に鑑みて、いずれの加盟国にも協力を要請できる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

## M. 非加盟国との関係

M-2. 加盟国または国際通貨基金協定第5条第1項に言及された加盟国のいずれかの財務機関が国際通貨基金協定の規定や国際通貨基金の目的に反するかたちで非加盟国もしくは非加盟国の領域内の個人と取引を行っている、または、これらと実質的に協力していると国際通貨基金が知るところになった時には、国際通貨基金は当該加盟国に自らの見解を記載した報告書を提示し、当該取引または当該慣行の停止または修正を要請できる。

採択日: 1946年9月25日

改正日: 1978年4月1日

M-3. 加盟国は、非加盟国または非加盟国領域内の個人との為替取引に課す制約について速やかかつ詳細に国際通貨基金に知らせることとする。

採択日: 1946年9月25日

M-4. いずれの加盟国も、ある加盟国が非加盟国または非加盟国領域内の個人との為替取引に課した制約で、諸加盟国の利益に適わない、または、国際通貨基金の目的に反すると考えられるものについて国際通貨基金に知らせることができる。

採択日: 1946年9月25日

M-5. 国際通貨基金は、非加盟国または非加盟国領域内の個人との為替取引に対して加盟国が課した制約が諸加盟国の利益に適わず、国際通貨基金の目的に反すると知ることになった時には、当該加盟国に自らの見解を記載した報告書を提示し、制約の廃止または修正を要請することとする。

採択日: 1946年9月25日

M-6. 国際通貨基金は、加盟国が関税及び貿易に関する一般協定(GATT)下の特別為替取極が発効した非加盟国またはこれら非加盟国の領域内の個人との為替取引に対して、他加盟国またはこれら加盟国の領域内の個人との為替取引に類似の状況で課せないだろう制約を課すことが諸加盟国の利益に適わず国際通貨基金の目的の目的に反するだろうと見なす。

## 規則と細則

したがって、国際通貨基金協定第11条第2項に基づき、加盟国は上記のような非加盟国またはこうした非加盟国の領域内の個人との為替取引に対して制約を設けてはならない。ただし、(a)他加盟国またはこれら加盟国領域内の個人との取引に対して設けられた制約が国際通貨基金協定下で許可されるだろう場合、または(b)当該の制約が事前に国際通貨基金によって許可された場合を除くこととする。事前の許可を求める申請は理由を記述した書面にて提出されることとする。

採択日:1950年6月7日

改正日:1978年4月1日

## N. 職員に係る規定

N-1. 国際通貨基金の職員は特別の場合に理事会が許可する例外を除き加盟国の国民であることとする。職員任命時に専務理事は、最高水準の効率性と技能の確保が何よりも重要であることに従いつつ、地理的になるべく広い地域から職員を採用する重要性に正当な配慮を行うこととする。

採択日:1946年9月25日(N-2として)

改正日:1979年6月22日

N-2. 上記規則N-1に従い、国際通貨基金の各職員の雇用、分類、昇進、配属は性別、人種、宗教、国籍を理由とした差別なしに行われることとする。

採択日:1946年9月25日(N-1として)

改正日:1979年6月22日

N-3. 国際通貨基金の各職員は職務遂行にあたって、その完全な責任を国際通貨基金に対して負うこととし、その他の当局に対しては責任を負わず、いずれの政府や国際通貨基金外の機関からの指示を求めず、また指示を受けない。

採択日:1946年9月25日

改正日:1979年6月22日

## N. 職員に係る規定

N-4. 国際通貨基金の各職員は国際公務員としての職位に相応しい行動規範に従い、自国内外で国際公務員としての職位に合致しない行動や発表を避けることとする。国際的な職務に伴って求められる控えめな態度と気配りに常に留意し、公的な業務については最大限慎重に取り組むこととする。

採択日:1946年9月25日

改正日:1979年6月22日

N-5. 専務理事によって許可が明示された場合を除いて、国際通貨基金職員は任期中に(i)国際通貨基金の方針や活動もしくは国内政策の問題について書籍、パンフレット、記事、手紙、その他の文書を出版すること、これらの出版を行わせること、また、これらの出版を補助することができない。くわえて(ii)上記の施策、活動、問題について、演説、公演もしくは報道を行うこと、または報道機関のインタビューに応じることを行ってはならない。

採択日:1946年9月25日

改正日:1979年6月22日

N-6. 国際通貨基金の職員および元職員は、いかなる時にも、専務理事の明示的な許可なしに(i)国際通貨基金の職務が理由で知ることになった非公表情報をこうした情報を受け取ることが国際通貨基金によって許可されていない個人に対して明らかにしてはならず(ii)国際通貨基金の職務が理由で知ることになった非公表情報は直接的か間接的かを問わず個人の利益のために、もしくは、専務理事が定める国際通貨基金の利益に反する利益のために、利用することも、利用を可能にすることもできない。

採択日:1946年9月25日(N-5の一部として)

改正日:1979年6月22日

N-7. 国際通貨基金職員は有給休暇中や無給の休業期間を含めた任期中に、これらの規則もしくは職員の公的職務の適切な遂行と矛盾する、または、国際公務員としての職位と相いれな

規則と細則

いと専務理事が考える他の公職や民間の雇用に就かないこととする。また、上記の性質の仕事、事業活動、職業にも同様に従事しないこととする。

採択日：1946年9月25日(N-6として)

改正日：1979年6月22日

N-8. 国際通貨基金職員は、国際公務員としての職位が必要とする独立性と公平性と相いれない、または、こうした独立性と公平性の観点から評判を悪くすると専務理事が考える政治的な活動に従事しないこととする。政治的な性質の公職を引き受けた国際通貨基金職員は速やかに国際通貨基金職員からの退職を申し出ることとする。

採択日：1946年9月25日

改正日：1979年6月22日

N-9. 国際通貨基金職員は他の公的機関または民間組織での勤務を通じて得た再雇用権や年金の権利を保持できることとする。

採択日：1946年9月25日(N-7として)

改正日：1979年6月22日

N-10. 国際通貨基金の職員は全員、いずれの政府からも、国際通貨基金以外の当局や個人からも、国際通貨基金での任期中または業務期間中に従事した業務に対して、表彰、勲章、記念品、贈答品、賞与を受け取ってはならない。

採択日：1946年9月25日(N-9として)

N-11. 国際通貨基金職員に就任する個人は誰もが就任時に文書にて次に記載する事項に同意するものとする。

—私は下記の事項に厳粛に同意する。

—自らの能力を最大限活かして、国際通貨基金の果たすべき目的を促進するかたちで自らの職務を遂行すること。

## N. 職員に係る規定

—機密情報を国際通貨基金外部の人間に伝えることを慎むこと。

—公的職務を通じて知り得た情報を個人の利益のために使わないこと。

—自らの職務遂行について、国際通貨基金外のいかなる政府からも、また、いかなる当局からも指示を受け付けないこと。

採択日：1946年9月25日(N-10として)

N-12. 専務理事は理事会に対し、課長以上の職務に関する職員の任命と解雇について、遅くとも2週間前までに知らせることとする。こうした情報は、上記以外の任命と解雇については不要とする。

採択日：1946年9月25日(N-13として)

改正日：1959年7月1日、1979年6月22日、1989年12月27日

N-13. 専務理事は理事会が承認した一般人事方針に関連して一般事務命令を出す権限を持つ。

採択日：1946年9月25日(N-14として)

改正日：1979年6月22日

N-14. 国際通貨基金職員は専務理事と理事会に対して人事政策と業務環境についての自らの見解を代表を通じて表明することを目的として協働する権利を持つこととする。

採択日：1979年6月22日

N-15. 人事や業務環境を管理する規則に関連した個々の事例で取られた措置の一貫性の問題について国際通貨基金の個別職員が申し立てる苦情や抗議を考慮するための適切な手続きが設けられることとする。

採択日：1979年6月22日

規則と細則

- N-16. (a) 国際通貨基金職員による公的な出張は専務理事の承認によってのみ行われることとする。
- (b) こうした出張についてはすべて、専務理事が理事会に対して少なくとも月に1回、出張目的を示すかたちで知らせることとする。
- (c) (i) 国際通貨基金職員が加盟国の領域に公的な出張を行う場合には、当該加盟国によって選出または指定された理事との協議後のみに出張が行われることとする。
- (ii) くわえて、通常、国際通貨基金職員と加盟国政府機関職員との公的な業務に関する対話は当該加盟国によって選出または指定された理事との協議後にのみ行われることとする。
- (d) 非加盟国または国際機関からの要請によって国際通貨基金職員が専門的な業務を提供する場合には、理事会による事前の承認が必要となる。くわえて、国の機関または国際機関による審議、または何らかの会議で審議や会議の議題に関する理事会の見解が示される場合、こうした審議や会議に国際通貨基金の職員が参加するためには、上記のような承認が必要となることとする。
- (e) 規則N-16の目的においては、公的な出張に職員の福利厚生方針の規定のみに従って行われる移動を含まないと考えられることとする。

(a) 項はN-15(a)として1946年9月25日に採択され、1948年2月11日と1979年6月22日に改正された。(b) 項、(c) 項、(d) 項はN-15(b)、N-15(c)、N-15(d)として1948年2月11日に採択され、1979年6月22日に改正された。(c) 項は2013年2月26日に改正され、2016年1月26日に発効した。(d) 項は1991年9月4日に改正された。(e) 項は1979年6月22日に採択された。

## O. SDRの価値

O. SDRの価値、SDRを単位とした通貨の価値、自由利用  
可能通貨、通貨交換の手順、運営予算

## SDRの価値

O-1. SDRの価値は下記通貨の記載された額の価値合計であることとする。

米ドル	0.58252
ユーロ	0.38671
中国人民元	1.0174
日本円	11.900
英ポンド	0.085946

採択日：1969年9月18日

改正日：1974年6月13日(1974年7月1日に発効)、1978年4月1日、1978年6月30日(1978年7月1日に発効)、1980年9月17日(1981年1月1日に発効)、1983年7月26日、1985年12月31日(1986年1月1日に発効)、1990年12月31日(1991年1月1日に発効)、1995年12月29日(1996年1月1日に発効)、1998年9月21日(1999年1月1日に発効)、2000年12月29日(2001年1月1日に発効)、2005年12月30日(2006年1月1日に発効)、2010年12月30日(2011年1月1日に発効)、2016年9月30日(2016年10月1日に発効)

## SDRを単位とした通貨の価値

O-2.(a) SDRを単位とした時の米ドルの価値は、規則O-1に規定された諸通貨の米ドルでの額に等しい合計にとっての逆数と同じであることとし、これは国際通貨基金が時折決定する手順に従って定められた為替相場に基づいて計算される。

## 規則と細則

- (b) 米ドル以外の通貨のSDRを単位とした価値は、上記(a)と次のかたちで決定される他通貨の為替レートに従って、SDRを単位とした米ドルの価値に基づいて決定されることとする。
- (i) 国際通貨基金が対米ドルの代表的なスポットレートを容易に特定できると見なす為替相場を持つ加盟国の通貨は、その代表的な価格。
- (ii) 対米ドルの代表的なスポットレートを容易に特定できないが、代表的なスポットレートを(i)で記述した通貨について代表的なスポットレートを容易に特定できると国際通貨基金が見なす為替相場を持つ加盟国の通貨については、当該通貨の代表的なスポットレートと上記(i)に従って特定された米ドルの当該通貨を単位としたレートを参照して計算したレート。
- (iii) その他の加盟国の通貨は、国際通貨基金が決定するレート。
- (c) 上記(b)に基づく為替レート決定手順は国際通貨基金が諸加盟国との協議によって決定することとする。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1974年6月13日(1974年7月1日に発効)、1978年4月1日、1983年7月26日

## 自由利用可能通貨

- O-3.(a) 国際通貨基金は国際通貨基金協定第30条(f)に基づき、自由に利用可能な通貨を決定することとする。
- (b) 国際通貨基金は自由利用可能通貨のリストに対する加盟国の通貨の追加または削除を行う前に当該加盟国と協議することとする。

## O. SDRの価値

採択日:1978年4月1日

## 通貨交換の手順

O-4.(a) 国際通貨基金は下記に関連して、速やかな通貨の交換のための手順について、こうした交換を円滑にするために、全加盟国と協議を行うこととする。

- (i) 国際通貨基金が一般資金勘定を通じて行う操作と取引
- (ii) 特別引出権会計を通じて行うと指定された取引

(b) いずれかの加盟国、理事、専務理事から要請があった場合には、理事会は上記(a)に基づく通貨交換の手順が加盟国の義務に合致しているかを判断することとする。

(c) 国際通貨基金は全加盟国に自由利用可能通貨それぞれについて交換手順を知らせることとする。

採択日:1978年4月1日

O-5. 規則O-4(a)に基づく手順に従う通貨交換を要請する加盟国は、国際通貨基金に対して、遅くとも当該の要請の理由となった操作または取引の実行のための指示を出す日までに、要請を行うこととする。

採択日:1978年4月1日

O-6.(a) 規則O-4(a)に基づく手順に従う通貨の交換は、下記のそれぞれの場合には、規則O-2に基づいて決定されているようにSDRを単位とした為替相場に対応する2通貨の為替レートで行われることとする。

- (i) もし国際通貨基金協定第5条第3項(e)(i)もしくは(iv)に基づき、または、国際通貨基金協定第5条第7項(j)(i)もしくは(iv)に基づいて交換が要請された場合。

規則と細則

(ii) 規則O-4(a)に基づく通貨交換の手順がそのように定めている場合。

(b) 個々の通貨について、上記(a)を目的とした為替レートは、国際通貨基金によって上記(a)に基づく取引または操作の指示が出される日の時点で決定されることとし、このレートが使えない場合には、この日に最も近い過去の日の利用可能なレートとすることとする。

(c) 上記(a)に基づく通貨交換の価値評価日は、国際通貨基金の上記(b)に基づく指示が出された日から2業務日後か、可能な限り早い日とすることとする。

採択日:1978年4月1日

改正日:1983年7月26日、2003年4月25日

O-7. 規則O-6が適用される通貨交換に関して、どの国も代金や手数料を課さないこととする。

採択日:1978年4月1日

O-8.(a) 規則O-6が適用される通貨の交換は当該通貨を発行する加盟国の公的機関によって行われることとするが、通貨を交換する加盟国間で別段の合意がなされた場合を除くこととする。

(b) 上記(a)に基づく公的機関による交換のための手順は、国際通貨基金によって示されることとする。

採択日:1978年4月1日

O-9.(a) 国際通貨基金協定第5条第7項(j)(iv)に基づく交換において、交換において買い戻しを行う国によって提供される自由利用可能通貨は通貨を交換する加盟国間で合意した自由利用可能通貨であることとする。

## O. SDRの価値

- (b) 上記(a)に基づく合意がない場合、国際通貨基金は買い戻しを行う加盟国が提供する自由利用可能通貨を指定することとする。このような指定を行うにあたって、国際通貨基金は通貨を交換する加盟国を取り囲む環境を考慮に入れることとする。

採択日:1978年4月1日

### 運営予算

O-10.(a) 少なくとも半年に一度の頻度で、次の決定が効力を発揮するまでの間に国際通貨基金の一般資金勘定を通じて行われる操作と取引における諸通貨とSDRの利用について、額を含めて、取引計画(対象期間は最大6か月とする)に関して理事会は決定することとする。

(b) 理事会はいかなる時においても特別な取引計画の採用を決定することができる。

(c) 加盟国のいずれか、理事、専務理事から依頼があった場合には、理事会は上記(a)または(b)に従って採用されるいずれの取引計画についても、その見直しを行い、必要な場合には改正を行えることとする。

採択日:1978年4月1日

改正日:1983年7月26日、2000年2月25日。(a)項は2018年5月1日に改正、2018年1月30日に発効。

## P. SDRに関連する操作と取引の手順

### 指定ありの取引

P-1.(a) 加盟国は指定ありの取引においてSDRを使用する意思を国際通貨基金に知らせることとする。加盟国が特定の自由利用可能通貨を希望する場合、当該

## 規則と細則

加盟国はこの旨を国際通貨基金が取引実行の指示を出す日までに意思表示することとする。

- (b) 上記(a)に従う取引の指示は、国際通貨基金によって、規則P-2に基づき、規則O-4(a)下の手順にも基づいて出されることとし、また、速やかに実行されることとする。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1978年4月1日、1983年7月26日

P-2. 指定ありの取引において、自由利用可能通貨は規則O-2に基づいて決定される為替レートにて、この通貨を発効する参加国の公的機関において提供されることとする。

採択日: 1978年4月1日

P-3. どの加盟国も指定ありの取引において通貨提供の関連で代金や手数料を課してはならないこととする。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1978年4月1日

P-4. 指定ありの取引でSDRを使用する加盟国は、その使用が国際通貨基金協定第19条第3項(a)に従うか、国際通貨基金協定第19条第3項(c)下での除外に従うかを宣言することとする。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1978年4月1日、1983年7月26日

## 通貨を提供する参加国の指定

P-5. 1年毎に理事会は、国際通貨基金協定第19条第5項および理事会決定No.11976-(99/59)Sに基づき、金額を含めて、次の決定の効力が発生するまでの間の指定に関する予定を決めることとする。

## P. 操作と取引の手順

参加国のいずれか、理事、専務理事の要請があった場合には、理事会は本規則に基づいて採択された計画を見直し、必要があれば改正することとする。

採択日：1969年9月18日

改正日：1978年4月1日、2015年10月1日

### 参加国間の協定による取引

P-6. (a) 参加国間の協定による取引における為替レートは、協定日に規則O-2に基づいて決定されることとするが、国際通貨基金協定第19条第7項(b)に基づく国際通貨基金の許可に従って別の為替レートが取引に用いられる場合を除くこととする。協定日または協定日から2業務日以内のいずれかの日に、参加国間で合意された通り、決済が行われることとする。

(b) 国際通貨基金協定第19条第2項(b)に基づく取引に関しては、いずれの参加国も代金や手数料を課さないこととする。

採択日：1978年4月1日

改正日：1988年6月1日、2003年4月25日

### 指定された操作

P-7. 国際通貨基金協定第19条第2項(c)下での指定に従う操作の参加者は、この指定に基づく操作であると宣言する。

採択日：1969年9月18日

改正日：1978年4月1日

### 記録

P-8. 取引にSDRを用いる参加国は、国際通貨基金協定と本規則・細則に基づき、速やかに通貨受領を国際通貨基金に連絡することとする。

採択日：1969年9月18日

改正日：1978年4月1日、1983年7月26日

## 規則と細則

P-9. 国際通貨基金は、特別引出権会計の操作や取引が国際通貨基金協定および本規則と細則、適用される国際通貨基金の決定に準拠していると考えられる場合には、これらの操作や取引を記録することとする。取引は通貨が提供される日の時点で記録されることとし、操作は操作が行われる日の時点で記録されることとする。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1978年4月1日

## Q. その他の保有者

Q-1. 国際通貨基金によるSDR保有国としての指定の申請、操作と取引におけるSDRの保有、受取、利用の条件の申請は、関連する全ての事実とともに、国際通貨基金に提出されることとする。申請国との協議後に条件が理事会によって指定されることとする。

採択日: 1978年4月1日

改正日: 1983年7月26日

## R. 廃止済

1981年4月22日に理事会は付表G第1項(a)および規則R-1から6に基づき、規則を復元のために廃止することを決定し、これらの規則を導入した。

## S. SDRの利用停止

S-1. 専務理事は、参加国が国際通貨基金協定第23条第2項に基づき停止に繋がりにくい国際通貨基金協定の下での義務を果たしていないと考える根拠となるあらゆる事実を理事会に報告することとし、報告書に抗議を記載することができる。

採択日: 1969年9月18日

改正日: 1978年4月1日

## S. SDRの利用停止

S-2. 参加国は、別の参加国が国際通貨基金協定第23条第2項に基づき停止に繋がりにかぬない国際通貨基金協定の下での義務を果たしていないと抗議でき、専務理事はこの抗議を自身の意見とともに理事会に伝えることとする。抗議は全て文書または迅速な通知の手段によって行われることとし、併せて抗議の根拠となる事実が示されることとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日

S-3. 専務理事は抗議対象となった参加国に速やかに抗議に関する情報と抗議の根拠となった事実について伝えることとする。

採択日:1969年9月18日

S-4. もし苦情が、参加国が国際通貨基金協定第19条第4項の下での義務を果たしていないというものであったならば、当該の参加国はSDRを使用せず、この制約は抗議が取り下げられるまで継続することとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日、1983年7月26日

S-5. 規則S-1もしくは規則S-2に従って苦情が申し立てられた参加国、または専務理事、理事は理事会に対して当該の申し立てを却下するように要請できる。理事会は当該の要請を速やかに検討することとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日

S-6. 規則S-4に基づき、ある参加国のSDRを利用する権利が制約されており、規則S-5に基づく要請が参加国によってなされた場合、苦情は当該の要請がなされてから10業務日目が終了した時点、または、当該の要請に当該参加国が記載した10業務日より長い期間が終わる時点で、却下されたと見なされることとするが、この期間内に理事会が苦情を却下する決定を下した場合を除く。

規則と細則

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日、1983年7月26日

S-7. 国際通貨基金協定第23条第2項に基づき参加国がSDRを利用する権利が停止されている場合、当該参加国は理事会に対して停止を解除するように要請できる。理事会がその権利停止の解除を行わないと決定した場合には、文書での報告が当該参加国になされることとし、その文書には権利停止の解除が行われることになる条件が記載されることとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日、1983年7月26日

S-8. 規則S-1からS-7に基づく手順はなるべく迅速に行われることとし、当該参加国が口頭かつ文書にて自国の主張を述べる機会が十分に設けられることとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日

T. SDRに関する金利、手数料、評価

T-1.(a) 下記(b)に言及されているレートでSDRに関する利息と手数料が日毎に生じることとする。国際通貨基金の会計年度の四半期それぞれに生じた額が速やかに次の四半期の頭に支払われることとする。支払利息が手数料を超える場合には参加国の勘定の貸方に記載されることとし、手数料が支払利息を超える場合には参加国の勘定の借方に記載されるべきである。参加国ではない保有国には支払利息が貸方に記載されることとする。

(b) 毎週月曜始まりの1週間に対するSDR保有高に対する金利は下記(c)の手順で当該期間の頭に国際通貨基金が決定する複合市場レートに等しいこととする。ただし、複合市場レートが0.050%を下回る

## T. 金利、手数料、評価

場合には、SDR保有高に対する金利は0.050%に設定されることとする。

- (c) 複合市場レートは、債券の年利回りとして示される下記の利回りまたは率を掛け合わせたものを小数点第3位未満で四捨五入した結果の製品の合計とすることとするが、この債券の年利回りは規則O-2に従って規則O-1に決定された通貨の前金曜日時点での額をSDRで表したものであることとする。ある特定の金曜日について、利回りまたは率が不明な場合には、計算は使える最新の利回りまたは率を用いて行われる。

米ドル： 財務省証券(3か月物)の市場利回り

ユーロ： 欧州中央銀行が公表する、格付けがAA以上のユーロ圏中央政府国債の3か月物スポットレート

中国人民元： 中国国債の3か月物のベンチマーク利回り(中国国債登記決算有限責任公司発行)

日本円： 日本財務省国庫短期証券(3か月物)金利

英ポンド： イギリス財務省債券(3か月物)の市場利回り

- (d) 削除済。

採択日：1969年9月18日

改正日：1974年6月13日、1976年6月30日、1978年4月1日、1978年6月15日(1978年7月1日に発効)、1980年9月17日(1981年1月1日に発効)、1983年7月26日(1983年8月1日に発効)。(b)項は1978年10月25日

規則と細則

(1979年1月1日に発効)、1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、2014年10月24日、2015年1月1日に改正された。(c)項は1981年4月22日(1981年5月1日に発効)、1990年10月5日(1991年1月1日に発効)、1998年9月21日(1999年1月1日に発効)、2000年10月11日(2001年1月1日に発効)、2005年11月23日(2006年1月1日に発効)、2009年2月5日、2014年10月24日、2015年1月1日、2015年11月30日(2016年10月1日に発効)に改正された。(d)項は1994年1月7日に削除。

T-2. 国際通貨基金のある会計年度について特別引出権会計の事業を行う経費の合理的な推計に対する評価はその会計年度末に速やかに課されることとし、評価された額が参加国の勘定の借方に計上されることとする。

採択日:1969年9月18日

改正日:1978年4月1日





## PUBLICATIONS

**BY LAWS, RULES AND REGULATIONS**  
**65TH ISSUE | NOVEMBER 2019 (JAPANESE)**

ISBN-13: 978-1-51353-662-6



9 781513 536828